

平成29年第2回

智頭町議会臨時会会議録

平成29年11月27日 開会

平成29年11月27日 閉会

智頭町議会

## 第2回智頭町議会臨時会会議録

平成29年11月27日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第107号 専決処分について
- 第 5. 議案第108号 専決処分について
- 第 6. 議案第109号 物品購入契約の締結について
- 第 7. 議案第110号 財産の処分について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第107号 専決処分について
- 第 5. 議案第108号 専決処分について
- 第 6. 議案第109号 物品購入契約の締結について
- 第 7. 議案第110号 財産の処分について

### 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 都 橋 一 仁	2番 安 道 泰 治
3番 國 本 誠 一	4番 河 村 仁 志
5番 大河原 昭 洋	6番 高 橋 達 也
7番 岩 本 富美男	8番 中 野 ゆかり
9番 岸 本 眞一郎	10番 酒 本 敏 興
11番 大 藤 克 紀	12番 谷 口 雅 人

### 1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（5名）

町	長	寺	谷	誠一郎				
副	町	長	金	児 英 夫				
総	務	課	長	矢	部	整		
総	務	課	参	事	柴	田	睦	子
企	画	課	課	長	酒	本	和	昌

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事	務	局	長	寺	坂	英	之
書		記		細	川	阿	弥
書		記		岡	本	康	誠

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、酒本敏興議員、1番、都橋一仁議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

○議長(谷口雅人) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成29年9月分から平成29年10月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が、去る10月19日、20日に開会され、5件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る10月20日に開会され、2件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、11月17日付けをもって町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 日程第4、議案第107号 専決処分についてから日程第

7、議案第110号 財産の処分についてまでの4議案を一括して議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第2回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、専決処分についてですが、議案第107号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第6号につきましては、台風18号による災害の復旧に要する経費、及び10月22日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費、計3,715万3,000円を措置したものです。

次に、議案第108号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第7号につきましては、本折畜産団地土地建物明渡訴訟の対象不動産を払い下げることに伴い、対象不動産の測量、登記に要する経費99万7,000円を措置したものです。

議案第109号 物品購入契約の締結につきましては、集中型管理配信サーバの購入について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものです。

議案第110号 財産の処分につきましては、本折畜産団地土地建物明渡訴訟の対象不動産を払い下げることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の規定に基づき、本議会の議決を求めるものです。

以上、本臨時議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案第107号 専決処分についてから議案第110号 財産の処分についてまでの4議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案第107号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 議案第107号 専決処分について。専決処分書の1ペ

ージをご覧いただきたいと思ひます。

平成29年9月29日付けで専決処分をしております、平成29年度智頭町一般会計補正予算第6号、歳入歳出の総額に3,715万3,000円を追加し、それぞれ61億4,467万1,000円とするものでございます。これは、台風18号による災害の復旧に要する経費と、10月22日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費につきまして措置したものでございます。

まず、歳出についてでございますが、9ページをご覧いただきたいと思ひます。9ページの財産管理費では、木材団地及び総合運動場法面の土砂が流出したことに伴いまして、土砂の撤去と法面の復旧に要する経費426万6,000円を措置しております。

同じく9ページから10ページにかけての衆議院議員選挙費では、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費733万7,000円を措置しております。

同じく10ページでございます。道路新設改良費では、災害復旧事業の対象としない災害のうち、ふるさと整備土木事業の対象となるものにつきまして、工事請負費400万円を措置しております。

同じく10ページ農地農業用施設災害復旧費では、三田地内及び市瀬地内の農業用施設の復旧に要する経費と、あわせて8月7日に大雨がありましたが、台風5号により被災した三田地内の農地の復旧に要する経費、1,105万円を措置しております。

林道施設災害復旧費では、林道牛臥線の復旧に要する経費1,050万円を措置しております。

歳入につきましては2ページのとおり、分担金及び負担金、県支出金、繰越金をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、岸本眞一郎議員の退場を求めます。

(岸本眞一郎議員 退席)

○議長 (谷口雅人) 議案第108号 専決処分についての補足説明を求めます。  
矢部総務課長。

○総務課長 (矢部整) 議案第108号 専決処分についてでございます。専決処分書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成29年11月10日付けで専決処分をさせていただいております。平成29年度智頭町一般会計補正予算第7号でございます。

歳入歳出の総額に99万7,000円を追加し、それぞれ61億4,566万8,000円とするものでございます。これは、平成29年10月12日の本折畜産団地土地建物明渡訴訟の公判におきまして、対象不動産について、原告、智頭町でございますが、被告、元畜産組合代表者の子が設立する予定の会社に払い下げることを前提に、当事者双方が売買契約の締結に向けた準備を確認したことを受けまして、対象不動産の測量、登記に要する経費99万7,000円を措置したものでございます。

まず歳出についてですが、7ページの同和対策費で測量、登記に係る経費で99万7,000円を措置しております。

歳入につきましては、2ページのとおり、繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番 (中野ゆかり) なぜこれが専決処分にされたのかということを質問させていただきたいと思います。

専決処分というのは、地方自治法第179条に基づく専決処分、及び地方自治法180条に基づく専決処分ということの2つがあります。

いずれもこの内容を確認しましたが、この案件は専決処分にしなければいけないというような内容ではないと私は判断するのですが、そここのところの説明をお願いします。

○議長 (谷口雅人) 矢部総務課長。

○総務課長 (矢部整) この公判の中で、合意事項の中で、これから財産処分で

も出てきますが、その中で、この払い下げの契約にあたって、その資金のために相手方が、担保不動産ということが出てきます。この中で、それが急ぐということがございまして、早い時期での測量、登記ということが合意の中で話し合っております。そのようなことを踏まえて、1日でも早い登記と、特に建物の登記が取ってありませんので、1日でも早くするために、このような専決処分というものをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 1日でも早い登記をとということですが、台風とかですね、衆議院のことはわかります。1日でも早く支払いにかからなければいけないというのはわかりますが、もう12月定例も間近なわけです。

なぜ12月定例で、きちんとした議案として上げないのか、この1日でも早く、というのが納得がいかないわけですが。そのところを、もっと納得のいく説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 先ほど説明させていただいたとおり、登記の日にも、これが年内を目途に払い下げということを合意の中で話し合っております。

12月補正では、年内の登記、先ほどの全協の中でも説明させていただきましたが、測量、登記には、1ヶ月近い日にちがかかるということもございしますので、11月10日付けでの専決とさせていただいた次第でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。3番 國本誠一議員。

○3番（國本誠一） 全協の中でもお伺いしたのですが、この払い下げの中に、農機具保管施設というのがあります。畜産団地と農機具保管施設、確か場所は違うところにあつたと思います。

農機具保管施設ということになれば、農業用の耕耘機なりコンバインなりというものがあるのが普通です。そうした場合、そのものがいち株式会社、個人に譲渡されて、じゃあその農機具、あるのかなのか、私も確かめたわけではありませんけども、農機具保管庫ということになれば、共益者というのがあるはずですが。農業をやっておられる何人かの方が、共同で農機具を保管しておられる。不利益を生じなければいいのですが、そのへんのところはどうなのですか。

○議長（谷口雅人） この部分については、専決に対する部分ということですので、いわゆる売買のほうにまわしていただいたほうが質問としてはなじむのではないかと、保留させていただいてのちほどもう一度質問させていただきますようお願いします。

ほかに質問ありませんか。8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 建物の登記がまだ済んでいなかったのもということで、登記の件はわかりました。

しかしながら、不動産の測量というのが、今までも過去に資料などもいただいている、面積も確定はされているはずですし、契約書の中にも面積というものはあるはずですよ。

改めて、なぜ測量が必要だったのか、そのところの説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 契約書の、仮契約でございますが、こちらの中では、道路部分を除くということで仮契約をしております。先ほどお配りしました資料にも、そのことは明記しております。

今までの測量の中で、面積はある程度出ておりますが、まだ確定の面積ではありません。道路部分は外したところの面積によって、新たな面積が出て参ります。また、文筆ということも出て参りますので、測量ということが必要でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

それでは、岸本眞一郎議員の除斥を解きます。

（岸本眞一郎議員 復席）

○議長（谷口雅人） 議案第109号 物品購入契約の締結についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書の1ページをご覧ください。

議案第109号 物品購入契約の締結について。1 物品名、集中型管理配信サーバ。2 数量、1台。3 契約金額、24,252,480円。4 契約の相手方、鳥取市湯所町2丁目258番地 西日本電信電話株式会社鳥取支店 支

店長 高須幸敏。5 契約の方法、随意契約。

この物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、岸本眞一郎議員の退場を求めます。

（岸本眞一郎議員 退席）

○議長（谷口雅人） 議案第110号 財産の処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 議案第110号 財産の処分について。

これは、先ほど議案第108号で説明したとおり、本折畜産団地土地建物明渡訴訟の対象不動産、土地9筆、建物9棟でございますが、これを払い下げることにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

売り払う財産につきましては、土地、智頭町大字南方字中河原1206番地1ほか。建物、9棟。売り払いの方法、契約。売払予定価格、17,830,000円。契約の相手方、八頭郡智頭町大字智頭1344番地4 株式会社うしぶせファーム 代表取締役 岸本眞広氏でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありませんか。

3番 國本誠一議員。

○3番（國本誠一） さきほどいったようなことでして、この畜産団地に関してはこれでよかろうかと思うのですが、農機具保管庫というものは、複数人で共益で使っておるとしたら、これが株式会社になるのですが、不利益を生じないようなことであればいいのですが、そのへんはどうですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） この農機具保管施設につきましては、畜産団地の管理の委託契約の中に含まれている施設でございます、畜産団地の運営の中で一体となって管理されているものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

4番 河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 先ほど説明がありましたけども、まだ測量ができていない部分というところがあるというふうにお聞きしましたけども。

まだ未定の土地の、価格が決定していないにも関わらず、予定価格とあるんですけども、17,830,000円というのが本当に妥当かどうかなのか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） この予定価格でございますが、仮契約は既に済ましております。妥当かどうかということですが、裁判の公判の中で出てきた数字でございますので、お互いがこれを認めて、金額を定めたということで、私どもとしては妥当な金額ということで認識はしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番 大藤克紀議員。

○11番（大藤克紀） 財産に関してですけども、合意した払い下げ価格、合計17,830,000円の内訳が書いてありますけども、先ほどの國本議員の話にも関連してですけども、所有しておられますトラクター等々、その財産の部分はこの中に含まれておりますのかどうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） これはあくまでも土地、建物の払い下げでございます、こちらのところにつきましては、縷々説明したとおり、本折畜産団地の対象物件ということで、受益者としましてはこの対象物件はみなさんということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 先ほどの全協で本折畜産団地の経緯というのは説明を受けました。

しかしながら、裁判の詳細については触れられていなかったのでお尋ねしたい

のですが。そもそも立ち退いてくださいよということだったのですが、和解に至ったいきさつを説明をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 公判の中で縷々、町としましては立ち退いてくださいと、それから相手方については、そのようなものではないということの平行線がずっと続いております。

その中でようやく、代理人同士の話し合いの中で一致点が見出されたということで、町としましては払い下げということでこの訴訟を終結に向けてやって参りたいということで、相手方と内容的には合意したというところでございます。

○議長（谷口雅人） 8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 質問ですが、本折畜産組合というのは、もう解散したのですか。まだ現在あるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 既に町としましては、存在がないということで、明け渡してくださいということで訴訟を起こしております。

その中で、相手方は対象物件を買い取るということで話し合いがついておるということは、あくまで町の主張も相手方もある程度認めたということで私は理解をしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番 都橋一仁議員。

○1番（都橋一仁） 団地を売却するのに、平成22年の評価額が出されていると思うのですがけれども、売る方としては1円でも高く売りたいし、買う方としては1円でも安く買いたいというところで、不動産鑑定士が入られていることは重々承知できるんですけども、平成22年時点と平成29年時点で、多分価格には乖離があると思うんです。

高くなっているか安くなっているか存じ上げないですけども、それを、平成22年の評価額を用いたという、町民に納得できるような説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 相手方も鑑定を行っております。当然、相手方の主張に沿った鑑定が行われておりますので、かなりの安い金額での鑑定となっております。

町としましては、その額では認められないというような中で話が進んだ中で、それでは、証拠物件としておる平成22年の鑑定、それから、先ほど説明させていただきましたが、農機具格納庫については鑑定が行われていなかったなのでその部分を足したところ、そこの部分の価格でということで、話し合いが合意に至ったということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 今回の鑑定の件なんですけれども、今後のことも考えますと、やはり売るときには現在の価格で鑑定して、それをもとに財産を販売することにししないと、他の事案が発生したときにですね、以前7年前に鑑定した結果をもとにとかいうようなことになりかねるのではないかなと思うんです。

やはり今の時点での鑑定をもとにということを基準にしないといけないのではないかなと思うんですが、今の時点の鑑定というのはするつもりもないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 何度も答弁させていただいたとおりでございます。

裁判の中での話し合い、これが前例になることは、売り払いについては今後のことはなかろうかと思えます。

あくまで裁判の話し合いの中で、双方が主張したところの折り合いがついた価格ということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 先ほどの私の質問の件なんですけれども、本折畜産組合は存在しないものと思われる。それも相手方も認めたことだろうということなんですけれども。

やはり、正式に組合を解散しますとかいうことを、正式に書面でも取り交わしていただかないことには、この裁判は本折畜産組合との裁判でありました。

ですけど、結局売る相手先の契約者として、いち企業となりますと、やはり公平性から考えますと、財産をいち企業に売るといような流れになってくるかと思えます。なので、そのところの、本折畜産組合の解散が前提のこのたびの案件だと思うのですが、そのところの手続き上に不備はなかったでしょうか。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 先ほど説明したとおり、払い下げる準備をすることは合意したということで、まだ裁判は続いております。結審したわけではございません。

その中で、次の公判でそのような話し合いもなされるように理解しておりますので、また次の公判の中で、町の方はこの払い下げの準備が整ったということを中心としていくということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 裁判は続いているということですが、先ほどの私の質問としましては、本折畜産組合が解散したのかどうなのかということなんです。

というのは、このたびの議案110号の、契約の相手方としましては、本折畜産組合ではなく、いち企業に売り払いますというような議案なので、これはいかがなものかと。いち財産を、いち企業に売りますというようなこの契約としては、どうなんでしょうねというふうにお尋ねしているわけです。

筋としましては、本折畜産組合に契約の相手方として売り払いますというのなら理解は出来ます。ですけど、いち企業にというところがどうも納得いかないもので、そここのところの説明をお願いしたわけです。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 反対に、本折畜産組合に払い下げるというようなことになれば、町は本折畜産組合の存続を認めるということになるかと思えます。

そのような話し合いの中で、息子さんである個人が設立される会社に財産を売り払うということが妥当であるということで、お互いの話し合いがついたというところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

4番 河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 先ほど都橋議員もおっしゃっておられたんですけども、

本折畜産団地の平成22年2月の鑑定評価額というのが、不動産鑑定士を通して相手方がされておられるやつでしょうけども、先程来、同僚議員からもありますが、やはり法人に売り払い下げるのであれば、きちんともう一度不動産鑑定士の方に見ていただいて、それから妥当な金額を出すというのもひとつの案だと思います。

いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 再度、答弁させていただきますが、縷々説明させていただいたとおり、裁判の中で出た数字というもの、これを裁判長が提案された数字というもので理解しておりますので、これでいくべきと私は考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番 都橋一仁議員。

○1番（都橋一仁） 多分、帳簿上の話になるかと思うんですけども、帳簿上、平成22年時点の数字が町としては入ってくると。その代わり、今の土地を売ると。

そうなった場合、現在の評価額と、入ってくる額とに差があった場合、何か問題は起きないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） ご質問の趣旨については図りかねますが、その差額が云々ということの問題よりも、先ほどから縷々説明しておるとおり、裁判の中で示された数字で妥当であるということで契約を結ぶということでございますので、現実の数字云々ということでは考えてはおりません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番 國本誠一議員。

○3番（國本誠一） 先ほどの話の続きになると思うのですが、先ほどのほかの同僚議員の質問に対する説明で、畜産団地組合は解散したものとみなすと、ないものとみなすと。

だけど、私がさっき聞いたときには、畜産団地も、農機具保管庫も畜産団地組合が管理をしているものだというふうな答弁だったと。

これ以上しつこくは言いたくはないのですが、農機具保管庫ということになれば、農業者も利用する。そこをいち企業の私物にするということで、農業者の方

に不利益が生じないようなことをきちんと確認をしていただきたいと、それを申し上げて。答弁はいりません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。  
それでは、岸本眞一郎議員の除斥を解きます。  
（岸本眞一郎議員 復席）

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。  
休 憩 午前11時11分  
再 開 午前11時33分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
日程第4、議案第107号 専決処分についての討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。  
以上で討論を終結し、直ちに採決します。  
これから、議案第107号 専決処分についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
地方自治法第117条の規定により、岸本眞一郎議員の退場を求めます。  
（岸本眞一郎議員 退席）

○議長（谷口雅人） 日程第5、議案第108号 専決処分についての討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。  
以上で討論を終結し、直ちに採決します。  
これから、議案第108号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

それでは、岸本眞一郎議員の除斥を解きます。

(岸本眞一郎議員 復席)

○議長(谷口雅人) 日程第6、議案第109号 物品購入契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第109号 物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

地方自治法第117条の規定により、岸本眞一郎議員の退場を求めます。

(岸本眞一郎議員 退席)

○議長(谷口雅人) 日程第7、議案第110号 財産の処分についての討論を行います。

○議長(谷口雅人) これから討論を行います。

討論はありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

まず、原案に反対者の討論を認めます。

○8番(中野ゆかり) 私は、議案第110号 財産の処分について、反対する立場で討論をいたします。

本折畜産組合は、3戸以上の組合員で組織しないといけないという国の要件を満たさず、実質1戸で運営をしており、組合の体をなしていないということで、

退去していただくべく町側が裁判を起こしました。

そして和解に向けて話し合いが進められており、本折畜産団地の土地と建物の対象不動産を払い下げる事となっています。

払い下げる事についてはやぶさかではありません。

私が納得できないのは、契約の相手方が、実質1戸で運営しているとはいえ、本来であれば本折畜産組合に払い下げるべきと思いますが、このたび、株式会社うしぶせファームという、いち企業への売り払いとなっております。

町有財産を売り払うわけですから、町民の方々に対して公平、公正でないといけません。ということで、契約の相手方が納得いきません。

また、売り払い予定額ですが、まだ登記も確定されていない上、平成22年と平成27年の不動産鑑定をもとに示された価格です。

相手方との話し合いの中で、双方が納得されている金額とはいえ、この土地というのは町有財産です。現在の不動産鑑定をした上で、町民の方々に納得していただいた価格の提示だったら納得しますが、現在の評価額にての売り払いに納得がいらず、私はこの議案第110号に関して反対いたします。

以上です。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を認めます。

6番 高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 私は、議案第110号に賛成する立場で討論を行います。

執行部から再三の説明がありましたように、本議案は、裁判の途中におきまして、原告側、被告側、双方に合意した上での結果が議案として上がってきているものでございます。

種々ご議論ございましょうが、裁判の結果であるということをもちまして、賛成するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第110号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

それでは、岸本眞一郎議員の除斥を解きます。

(岸本眞一郎議員 復席)

○議長(谷口雅人) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年11月27日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 都 橋 一 仁